（企業結合に係る特定勘定の注記）

第二百五十三条　財務諸表等規則第五十六条第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第二百五十四条　財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第二百五十五条　第四十一条の二の規定は、連結の範囲に含めた特別目的会社が有するノンリコース債務及び当該ノンリコース債務に対応する資産について準用する。

第四節　純資産

（純資産の分類）

第二百五十六条　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第二百五十七条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3　第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第二百五十八条　第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。

（株式引受権の表示）

第二百五十九条　第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第二百六十条　第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（非支配株主持分の表示）

第二百六十一条　非支配株主持分は、非支配株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

（一株当たり純資産額の注記）

第二百六十二条　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第二百八十条第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第二百六十三条　準備金等は、第二百三十二条及び第二百四十七条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。